

出張理美容に関する制度・手続きの概要

鳥取市市民生活部環境局生活環境課

1 一般的衛生措置（理美容所、出張理美容）

理法9条
美法8条

- (1) 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
- (2) 皮ふに接する布片を客1人ごとに取替え、皮ふに接する器具を客1人ごとに消毒すること。

条例6条

- (3) 作業中は、専用の作業衣を着用すること。
- (4) 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬で消毒し、又は石けんで洗浄すること。

2 出張理美容を行う場合の衛生措置

条例6条

- (1) 作業は、採光、照明及び換気が十分に行われ、かつ、床等が不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水等が浸透しないものをいう。）で築造されている場所又は不浸透性のシート等で覆われている場所で行うこと。
- (2) 理・美容器具その他の理・美容資器材は、消毒済のものを使用済のものとを区分し、衛生的かつ安全に収納して携行すること。
- (3) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生資材を携行すること。

3 出張理美容の届出

条例3条

出張理美容については、下記の区分により、実施の7日前までに、それぞれに定める者が、必要事項を市長に届け出、市長の検査を受けなければならない。

- (1) 理美容所に所属する理美容師が理美容所の業務として行う場合 … 当該理美容所の開設者
- (2) (1)以外の出張理美容 … 出張理美容を行う理美容師

4 確認

条例4条

- ・市は、用具等が適切であると確認したときは、確認証を交付する。
- ・出張理美容を行う理美容師は、確認証を携帯し相手に提示する。

条例9条

- ・確認証の交付を受けた者は、確認証を亡失し、又は汚損したときは、その再交付を受けなければならない。
- ・確認証の交付を受けた者は、それを行う理美容師を増員したとき、増員した理美容師の数の確認証の追加交付を受けなければならない。
- ・確認証の交付を受けた者は、確認証の記載事項に変更が生じたときは、その書換交付を受けることができる。

5 立入検査

条例5条

市は必要があると認めるときは、出張理美容を行うために使用する設備、用具等を管理する場所、出張理美容を行う場所等に立ち入り、衛生措置の実施状況を検査する。

6 罰則

条例13条

3の出張理美容の届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者、5の検査を拒み、妨げまたは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

7 手数料

条例10条

出張理美容の検査及び確認済証の交付については、手数料を徴収すること。

- ・事前の検査 13,200円
- ・確認証の追加交付、再交付及び書換え交付 1,700円